

事 務 連 絡

令和2年11月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」の
周知について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るリーフレットが公表されました。

つきましては、貴管内の特定建築物所有者等に対して本リーフレットを周知いただき、引き続き、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)等に基づき、適切に御対応いただきますよう、よろしく御願います。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第2条に規定する建築物環境衛生管理基準における居室の温度の基準は「17度以上28度以下」であるところ、本リーフレットでは、国際機関の基準等を踏まえ、「温度を18度以上に維持すること」とされていることに御留意ください。

<参考>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

(令和2年11月27日公表)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html